

第666回:打麻雀運動の教訓

1958年から1962年に掛け、毛沢東が主導し、結果数千万の中国人を餓死に追いやった「大躍進運動」。当時ソ連の最高指導者フルシチョフ第一書記が見栄を張り、「ソ連は米国の工業生産を15年かけて追い越す」とホラを吹いたのを見た毛沢東主席が、フルシチョフが大嫌いだったにもかかわらず、彼のアイデアをパクリ、「中国は英国の工業生産を3年で追い越す」と宣言してしまった愚かな計画である。

荒唐無稽なホラを吹いた毛沢東。経済も科学も知らぬ建国の父が大躍進の初期段階で提唱した施策が、四害駆除運動(除四害:チュウ・スーハイ)、つまりネズミ・ハエ・蚊・スズメの駆除運動であった。

「打麻雀運動」と云っても中国マージャン大会ではなく、中国語でスズメ(麻雀)撲滅運動を意味する全国的行事。やり方は極めて単純で、(たとえば)北京市内/郊外の人々が(仕事を放棄して)全員で外に出て、スズメを見かけたら一斉に手に持った銅鑼や鉦(のようなものを)打ち鳴らす。

すると、スズメは驚いて一斉に飛び立ち、しばらく空中を飛んでいるが、そのうち疲れて着地しようとする、それを見つけた住民が再び一斉にカネを打ち鳴らし、スズメを空に追いやり、そんなことを延々と辛抱強く続けていると、最後にはスズメが息も絶え絶えに地上に落ちて来て、そこを一網打尽に。これが毛沢東主席の戦略だった。遊撃戦(ゲリラ戦)じゃないから、持久戦かな？

これはジョークではなく、正真正銘の実話なのです。当時わけあって北京で研究生生活を送っていた日本人(筆者の中国語の教師)から直接聞いた話だ。

ネズミやハエはともかく、スズメは田んぼや畑を荒らす昆虫などを退治する益鳥でもある。いずれにしても、こんな大騒動を全国民(当時は6.5億人くらい)総動員で、仕事そっちのけ、中国全土で一気に行ったものだから、それによって深刻な生態系の不均衡と、その結果としての大飢饉をもたらすこととなった。

「中国停電相次ぐ 日系企業 操業停止も 温暖化対策 火力抑制か」

こんな見出しの読売新聞記事(9月29日付)を見て、「またかよ!」という気持ちで、毛沢東のスズメ退治の運動を思い出した。

中国本土で最近電力供給不足が深刻化しており、家庭は停電、工場は減産を強いられ、この影響により中国経済が減速し、世界のサプライチェーン網への悪影響が懸念されており、不動産開発大手・中国恒大集団(03333/HK)の経営危機に続く新たなチャイナ・リスクとして注目を集めている。

問題の背景だが、ネガティブな要因としては発電用石炭の高騰が挙げられ、一方ポジティブと云えなくもない要因としては環境規制の強化がある。

中国では石炭が総エネルギー量の7割近くを占め、伝統的に石炭への依存度が高い。一方石炭採掘の現場では、内蒙古や山西省など地方の政府系/民間系の業者の中には安全性を軽視した危険極まりない採掘方法を変えぬ企業も多く、その結果近年数百人規模の事故が多発しており、炭鉱事故に伴う安全基準の強化は厳しくなる一方である。

そのため石炭生産の伸びは鈍化傾向にあり、一方では国内製造業の旺盛な需要もあって、石炭価格は過去最高値まで上昇している。

そのような状況下において、CO₂の排出量削減に向けた地方政府のエネルギー消費削減目標も、石炭火力を主体とする電力供給のネックとなっており、目標達成の成否が即、自分たちの立身出世に直結する地方政府の指導部は、庶民や企業の悩みよりも、中南海の政策の方を重視するあまり、最終的に発電量を

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

絞り込み、家庭や工場に不義理を働く事態が全国各地で多発している。

まことに困った問題ではある。でも最大の要因は、「指導部の命令一下、突然 stampede が始まる」共産党の伝統、習近平指導部がひとこと「電力供給を制限せよ！」と叫んだ途端、全国各地が一斉に電力ストップに奔り出す、ちょうど 60 年前の「打麻雀運動」のような遺伝子にあるのでは。

抑々、企業でも軍隊でも、指揮のとり方には、相手のレベルによって、訓令・命令・号令の三通りがあるが、中国は毛沢東以来、号令がお家藝のようだ。

さて、中国を悩ますもう一つの経済問題、つまり恒大問題だが、経営危機に陥っている中国恒大集団は、9月29日、グループ傘下の地方銀行である盛京銀行股分有限公司(02066/HK)の株式17.5億株を99.9億元(1元≒17円)で売却すると発表した。

3000億米ドルを超える債務を抱える恒大は、これまで同社急成長の過程で、お世話になってきた全てのステークホルダーたちに義理を欠く事態に追い込まれている。順不同で列挙すると①銀行からの長短融資は不良債権化、②工事現場では大半の工事がストップし、住宅購入者への物件引渡ができない状態に、③理財商品の利払いが滞った結果、個人投資家が本社で抗議活動を行う騒ぎに、④社債の利払いの「猶予期間」が迫りつつある(30日を経過すれば法的デフォルトが成立する)などなど。

こんな状況下、習指導部は恒大の保有資産を切り売りし、関係者への弁済を急ぎたい考えだ。基本方針が建築現場の労働者や(低所得層の)マンション購入者などへの配分を優先し、大企業・富裕層(理財商品の購入者や投機目的の不動産投資家)・地方政府などを劣後させたいことにあるのは言うまでもない。

恒大の保有する盛京銀行株の譲渡先は、同行が「瀋陽市商業銀行」であった時代から、スポンサー役をつとめてきた遼寧省の政府系企業であることが明らかになった。同行資料には「瀋陽市人民政府国有資産監督管理委員会(の)付属公司(の)瀋陽盛京金控投資集団有限公司」と明確に書かれており、要は遼寧省の省都・瀋陽市の政府が肩代わりしたわけだ。

恒大の破綻処理に関し、習近平指導部はソフト・ランディングとハード・ランディングの両案を用意しており、弱者救済の「共同富裕」を政策スローガンに掲げている関係で、富裕層には厳しい態度で臨む方針だ。

かといって、恒大の破綻を放置し、不動産業界の破綻連鎖や、システムリスクをもたらす事態は避けたいことから、最終的には地方政府と大手国営企業が経営を引き継ぐ、露骨に表現すれば身も蓋もないが、要は「国家による救済」に落ち着きそうだ。

最後に、盛京はぜひ「せいけい」と読んでもらいたい。満州族が奉天(現瀋陽市)に樹立した清朝初期の都であり、北京遷都後は、清朝の陪都となった地である。満州語でムクデン。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2021年(令和3年)9月30日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。